

# 和歌山県私立高等学校家計急変世帯授業料減額補助金について

## 趣旨

私立高等学校（全日制課程）又は私立中等教育学校の後期課程に在籍する生徒の修学機会の確保を図るため、私立高等学校等を設置している学校法人が生徒に対して行う授業料の減額又は授業料に充てる目的の給付金の給付を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

## 支給対象

- 対象となる学校に在学中（入学した年の1月1日から同年3月31日の期間を含む。）に発生した保護者等の失職等家計急変により本年の所得状況が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）に該当する生徒

※高等学校等就学支援金については、「高等学校等就学支援金」のページを参照ください。

### 【家計急変事由】

- (1) 死亡（他の者の被扶養者となっている者の死亡を除く。）
  - (2) 傷病（長期にわたり就業ができない場合に限る。）
  - (3) 被雇用者であって会社都合による離職又は給与削減（月例給が85%未満に削減される場合に限る。）されたもの
  - (4) 事業経営における破産、民事再生、会社更生等の倒産手続の申立、手形取引停止
- 和歌山県、大阪府及び奈良県内の私立高等学校（全日制課程）及び私立中等教育学校（後期課程）に在籍する生徒で、その生徒の保護者等が和歌山県内に住所を有するもの

## 支給額

- 当該年収入の状況により判定
- 補助対象となる生徒ひとりあたりの補助基準額  
補助基準額 = 授業料額 - 就学支援金等  
※ただし、上限を「補助基準額 = 知事が定める額 - 就学支援金等」とする。

## 手続き

学校に家計急変の相談・申請をして手続きを行います。

## 支給方法

学校が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。

なお、授業料減額補助金をどのように授業料に充当するか（一旦授業料を全額徴収し、後日、授業料減額補助金相当額を還付する場合や後期の授業料で調整する場合など）学校によって異なりますので、各学校にお問い合わせください。